

# 屋外広告物の設置者・所有者（管理者）の皆様へ ～建築基準法・屋外広告物条例の重要ポイント～

## 【屋外広告物も建築基準法の遵守が必要です！】

屋外広告物を設置する際、広告物の種類・規模・設置場所によっては、建築基準法に基づく確認申請が必要となります。屋外広告物条例に基づく手続きに加えて、建築基準法への適合性を確認してください。

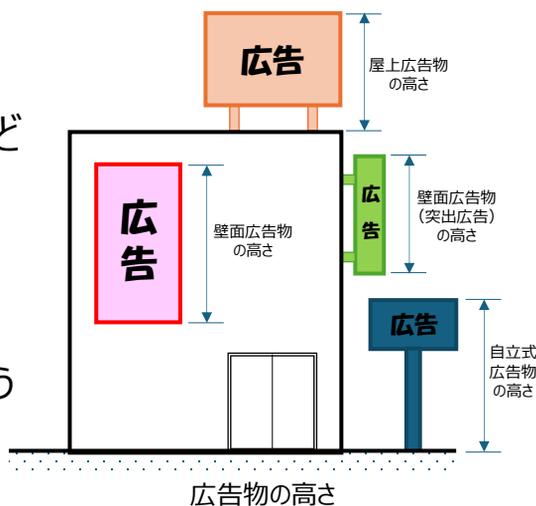
### 建築基準法の手続きについて

#### ○建築基準法の申請が必要な規模

- ・高さ4m超の広告物の設置  
自立式広告物・屋上広告物・壁面広告物など

#### ○防火地域での不燃材料義務

- ・対象：①建築物の屋上に設けるもの  
②高さが3mを超えるもの  
※堺市では商業地域全域が防火地域です
- ・措置：主要な部分を不燃材料で造るか、覆う  
※準不燃材料・難燃材料・防災製品は不燃材料ではありません



注：工事完了後に広告物を設置する場合や広告面を改修する場合等は建築基準関係規定※に適合させる必要があります。必要に応じて建築士等にご相談ください。

※上記の不燃規定のほか、広告物により窓を塞ぐ場合には建築物の採光や排煙、非常用進入口に関する規定等への適合が必要。

### 屋外広告物条例の手続きについて

#### ○設置前に屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な広告物

- ・1敷地につき合計7㎡を超える自家用広告物
- ・全ての非自家用広告物※自分の店舗等と異なる場所等で案内的に掲出される広告物等

#### ○設置後の手続き

- ・更新許可申請（3年ごとに必要）
- ・変更許可申請（広告物を変更しようとするときは、工事の前に許可が必要）

防火地域において、上記対象に該当しない小規模な広告物等を設置する際も、延焼防止の観点から設置状況に応じて不燃材料とするなど防火上の配慮をお願いします。

防火地域内外のご確認についてはこちら

堺市HP「堺市e-地図帳」  
マップ切替>都市計画・立地適正計画情報

堺市e-地図帳

検索



不燃材料のご確認についてはこちら

国土交通省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定

検索

